

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会  
**後援等名義使用承認事務取扱要綱**

制 定 平成 8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会（以下「日社協」という。）の名義使用及び後援の承認について必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類)

第2条 日社協が認める名義は、後援及び共催とする。

(決定区分)

第3条 後援名義の使用承認は、事務局長、常務理事の決裁後、会長が決定する。

(使用承認)

第4条 後援名義の使用承認の基準は、次の各号によるものとする。

(1) 事業の内容は、次に掲げるとおりであること

ア 公共の福祉増進を目的とする団体で、その事業の収益を日社協に寄附するために行われるチャリティーショー等の行事

イ 営利を目的としての事業ではなく、地域福祉の向上普及に寄与するもので公益性のあるもの、但し宗教活動、政治活動と認められるものは除く

ウ 日社協の福祉施策の方針に反しないもの

(2) 主催者は、次に掲げるものの一つであること

ア 官公庁

イ 社会福祉法人

ウ 地域福祉に積極的に協力してきた民間の法人及び市内の団体

エ その他の団体で使用承認基準に該当するもの

(3) その他、次に掲げるとおりであること

ア 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人であること

イ 開催及び開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること

ウ 過去に名義使用承認を受けたもので、事業実績報告等の義務を履行しているもの

(承認の内容)

第5条 承認の内容は次のとおりとする。

(1) 名義

使用名義は、「社会福祉法人日野市社会福祉協議会」又は、「日野市社会福祉協議会」とすること

(2) 後援

ア 金銭及び物品等の負担は行わない

イ ボランティア活動員助成は別途協議する

ウ 職員の派遣は別に協議する

(承認申請書の提出)

第6条 日社協の名義の使用及び後援を願うものはあらかじめ、名義使用・後援申請書(第1号様式)に参考となる資料を添付し、日社協事務局に提出して承認を受けなければならない。

(申請の承認)

第7条 日社協は前条の申請書の内容が第3条の基準に該当していると認めるときは、次の各号の条件を付して承認し、申請者に承認書(第2号様式)交付をするものとする。

(1) 使用名義は「社会福祉法人日野市社会福祉協議会」または「日野市社会福祉協議会」の名称を使用すること

(2) 名義使用承認期間は1ヶ月を限度とする。ただし、事業の性質上やむをえない場合は、この限りでない

(3) 金銭及び物品等の負担は行わない

(4) 1の名称の印刷されたポスター、チラシ等関係印刷物を1部日社協事務局宛に送付すること

(申請事項の変更届)

第8条 名義使用、申請を承認されたものが、その後申請書に記載した事項に変更が生じた場合には速やかに日社協事務局に報告し、変更承認を受けなければならない。

(名義使用の取消し)

第9条 名義使用の申請を承認されたものが、次の各号の一に該当した場合には、第3号様式により名義使用の取り消しを行うものとする。

(1) 申請者が、名義使用の取り消しを願うとき。この場合には、理由を付した文書を日社協に提出すること

- (2) 名義使用承認の基準に反していることが認められたとき
- (3) 申請者が、名義を他人に譲渡したとき

(実績報告)

第10条 名義使用を承認されたものが、当該事業を終了したときは、速やかに事業実績及び経理について報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長がこれを定めるものとする。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。